

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-法規-本事-006	承認日	2014. 4. 1	1/1
車両事故報告法人規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

石川勤労者医療協会の車両事故報告は、この規定に沿って行う。

#### 1、交通事故発生時対応

事故が生じた場合、運転手は一般的なルールに従い人命救助を第一とし、速やかに警察（救急車）と事務長（所長）に連絡し、指示を受ける。事務長（所長）は法人本部事務局に連絡し、事故処理についての指示を受ける。運転手及び事務長（所長）は速やかに「自動車事故報告書」を法人本部事務局に提出（FAX）する。

ただし、休日・夜間等で本部事務局が不在の時は、自動車損害保険代理店（BMG）に連絡し、「自動車事故報告書」を直接提出（FAX）する。後日、本部事務局にも連絡し、「自動車事故報告書」を提出（FAX）する。

#### 2、自動車損害保険代理店（BMG）への連絡

法人本部事務局は、自動車損害保険代理店（BMG）に「自動車事故報告書」を提出（FAX）する。「自動車事故報告書」の提出が遅れる場合は、電話等により自動車損害保険代理店（BMG）に連絡する。その他の事故報告に必要な情報の提出依頼等は、自動車損害保険代理店（BMG）から該当事業所に直接行う。

#### 3、被害者対応

人身事故の場合は、原則として事業所管理者もしくは職場責任者と運転手が被害者に対してお見舞いを行う。

#### 4、その他

対応について判断に迷う場合は法人本部事務局に相談する。

#### 5、この規定の改廃については常任理事会が行う。

関連外部文書	自動車保険事故受付票
--------	------------